

秘密保全法 解説

第3回 「マイナンバー法」を知っていますか？

秘密保全法案対策本部委員 光前 幸一 (29 期)

マイナンバーがやってきた

社会保障・税番号制度に関する法案（通称・マイナンバー法）が、国会に再提出、審議され、本年5月9日に衆議院で可決された。自公民3党の共同提案であり今国会で成立する見通しである。2015年秋には全住民への個人番号の通知、2016年1月からの運用開始が予定されている。1980年代のグリーンカードから始まるこの種の制度の導入の熱意が、日弁連や多くの市民団体の反対を押しつけて実を結ぶことになる。プライバシーに及ぼす影響は住基ネットの比ではないはずだが、イノベーションへの期待からか、はたまた原発、震災、TPPに疲弊してか、反対の声は意外なほど低調である。

マイナンバーを持てば

この法律は、住民の一人一人に生涯番号を割り当て、各自治体や行政が保有する各種情報（住所、生年月日、家族構成、所得、納税額等）を番号で照合することで、情報の円滑な相互利用を可能にするものである。とりあえずは税分野で利用を開始し、社会保障、災害対策等での情報連携が企図されている。法の附則には、施行3年後に連携の拡大化を検討し、民間事業にも広範に開放することが織り込まれている。さすがに、医師会は医療分野での連携に反対し、新聞労連も深刻な人権侵害を起こすとして廃案を求めている。他方、政府の「IT戦略本部」は、各府省が持つ個人情報や公共データの形式を統一し、一括検索を可能にして民間ビジネスに活用する仕組みを導入し、新産業創出の後押しをすることを、近々、決定すると、報道されている。

マイナンバーの明と暗

マイナンバーは、EU諸国等で制度化されている「給付付き税額控除」のツールとして有用視されて

きた。しかし、同制度の導入は見送られ、法案の目的は「より公平な社会保障制度や税制の基盤」、「情報化社会のインフラ」といった曖昧なものになった。マイナンバーは、それ自身が所得の捕捉率を上げるものでは勿論ない。この制度の費用対効果は不明で、税や社会保障の公平という観点からは、IT企業に莫大な国家予算を注ぎ込むだけの電子的ハコモノ事業になりかねないとの批判もある。だからこそ、プライバシー保護を徹底して民間でも活用をという議論が生まれ、法案には、個人情報の取扱いを監督する第三者委員会の創設、プライバシー影響評価制度の導入、違反に対する罰則の強化といった規定が盛り込まれている。しかし、わが国の実情を考えると、このような制度が正しく機能するのか不安は尽きない。

歴史・文化をふまえて

マイナンバー制の導入をめぐる各国の動きは、その歴史、文化的背景のもとに様々である。ドイツは禁止し、南米諸国は当たり前、アメリカやオーストラリアは運用による弊害から抑制し始めているとのことである。大量の個人情報が、本人の知らないうちにいとも簡単に集約、拡散するのが現代という社会である。秘密保全法により行政秘密は奥ノ院に閉じ込められ、マイナンバー法により個人情報は一手に集約され丸裸になる。しかも、それが民間に利用され、不正や人為的ミスにより野放しとなる事態は必定である。わが国の歴史や文化をふまえ、行政の効率化やニュービジネスの創造が、個人の尊厳という慎み深く静謐な市民生活を脅かすことにならないのかを、いま一度、真剣に議論する必要がある。

*本稿は2013年5月14日時点で作成。

*編集会議注：「マイナンバー法」案は、2013年5月24日に参議院本会議で可決・成立した。本誌35頁に本法案に関する会長声明を掲載。